2025年11月22日

**司法令７－１９**

次の対話は，地方自治に関する教授と学生の対話である。教授の各質問に対する次のアからウまでの学生の各回答について，正しいものには○，誤っているものには×を付した場合の組合せを，後記１から８までの中から選びなさい。（解答欄は，［No.37］）

教授．憲法は，国会が国権の最高機関であることを定めるとともに，内閣総理大臣は国会議員の中から選出され，国務大臣の過半数は国会議員の中から選ばなければならないと定めていますが，地方公共団体における議会と首長の関係はどのようなものですか。

ア．地方公共団体においては，議会の議員だけでなく，首長も住民による直接選挙によって選出され，法律上，議会の議員と首長との兼職が禁止されています。また，国会が国権の最高機関であるのと異なり，地方公共団体においては，議会が自治権の最高機関たる地位にあるものではありません。

教授．同じく国会と内閣の関係に関し，憲法は，内閣が衆議院を解散できると定めていますが，この点につき，地方公共団体における議会と首長の関係ではどうですか。

イ．法律上，地方公共団体では，首長も住民による直接選挙によって選出され，議会と首長は独立対等の関係とされていますので，首長に議会の解散権は認められていません。

教授．議員の地位に関し，国会議員には，憲法上，発言・表決に対する免責特権と会期中の不逮捕特権が保障されており，その地位が厚く保護されていますが，この点につき，地方公共団体の議会の議員はどうですか。

ウ．地方公共団体の議会の議員は，憲法上，免責特権も不逮捕特権も保障されておらず，法律上，住民による解職請求が認められています。

１．ア○イ○ウ○　　２．ア○イ○ウ×　　３．ア○イ×ウ○
４．ア○イ×ウ×　　５．ア×イ○ウ○　　６．ア×イ○ウ×
７．ア×イ×ウ○　　８．ア×イ×ウ×

正解　３

肢ア

議会は，議事機関として設置される。最高機関ではない。

首長も議会の議員も選挙で選ばれている。国家の組織とは異なる。

第９３条

地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

２　地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

肢イ

解散権は認められている。政治的対立が生じるケースを想定する。

肢ウ

住民よる解職請求が認められる。住民自治。政策上，住民による監督を認めることも許容される。国会議員とは異なる。社会的代表。個々の具体的な国民の代表ではない，むしろ分離するという意味がある。

## 司法令７－２０

条約に関する次のアからウまでの各記述について，それぞれ正しい場合には１を，誤っている場合には２を選びなさい。（解答欄は，アからウの順に［No.38］から［No.40］）

ア．条約の承認について国会の修正権を肯定する見解によれば，参議院で衆議院と異なった議決をした場合における両院協議会の開催は，国会が条約を修正して承認する場合を想定したものと理解することができる。［No.38］

イ．憲法第９８条第２項にいう「条約」は，その名称を問わず，日本国と外国との間の文書による合意を広く含むところ，同項にいう「日本国が締結した条約」は，全て国会の承認を経て成立したものである。［No.39］

ウ．国際法と国内法の関係について統一的な法秩序に属しているとみた上で，憲法の効力が条約の効力に優位するとの見解によれば，違憲と判断された条約は効力を有しないことになるから，当該条約は当然に国際法上の効力も否定されることとなる。［No.40］

正解　ア１，イ２，ウ２

肢ア

両院協議会ということは，異なった議決をした場合に，話し合いを行い，歩みよって，修正案で承認する可能性も想定しているといえる。

肢イ

９８条２項の条約は，広くとらえる。文書であれば，細かい内容も含む方向性，国際協調をうたっている。

国会の承認を得るべき条約（７３条）は，狭い。細部は入らない。

細部は，外交関係に処理するに含んで理解する。

条約で国内的効力が発生する。国民主権から監督させろというのが承認の目的。

細部に関しては，その規定に基づいて新たに，国民の権利義務は制約されないと考えられる。不要

肢ウ

国際的効力は否定されない。違憲判断できるのは，国内のみ。

国際な判断はできない。

## 予備令７－３

次の対話は，政教分離に関する教授と学生の対話である。教授の各質問に対する次のアからウまでの学生の各回答について，正しいものには○，誤っているものには×を付した場合の組合せを，後記１から８までの中から選びなさい。（解答欄は，［No. 5］）

教授．憲法第２０条第１項の「宗教団体」，憲法第８９条前段の「宗教上の組織若しくは団体」の意味について，最高裁判所はどう解していますか。

ア．これらは同義であり，特定の宗教の信仰，礼拝又は普及等の宗教的活動を行うことを本来の目的とする組織ないし団体と解しています。

教授．では，神社に対する玉串料としての県による公金支出が問題となった事案では，最高裁判所は，これが憲法第２０条第３項の「宗教的活動」に当たるか否かについて，どのような判断をしましたか。

イ．靖国神社及び護国神社が挙行した例大祭等への玉串料等の奉納は，県が特定の宗教団体の挙行する重要な宗教上の祭祀に関わり合いを持ったことは否定できないが，遺族援護行政の一環として，戦没者の慰霊及び遺族の慰謝という世俗的な目的で行われた社会的儀礼にすぎないものであるから，宗教的活動には当たらないと判断しました。

教授．市が市有地を無償で宗教的施設の敷地としての利用に供している行為について，憲法第８９条違反が問題となった事案では，最高裁判所はどのような判断をしましたか。

ウ．宗教的施設への市有地の利用提供行為は，市が特定の宗教上の組織との間にのみ意識的に特別の関わり合いを持つものであり，一般人に対し市が特定の宗教に特別の便宜を与えているとの印象をもたらすものであるから，その行為の目的及び効果に鑑み，憲法第８９条に違反すると判断しました。

１．ア○イ○ウ○　　２．ア○イ○ウ×　　３．ア○イ×ウ○
４．ア○イ×ウ×　　５．ア×イ○ウ○　　６．ア×イ○ウ×
７．ア×イ×ウ○　　８．ア×イ×ウ×

正解　４

肢ア

特定の宗教の信仰，礼拝又は普及等の宗教的活動を行うことを本来の目的とする組織ないし団体。信教の自由を保障するための制度的保障。政治裁量も尊重する必要があるので，目的達成の範囲で禁止すれば足りると理解できる。

最判平５．２．１６〔箕面忠魂碑訴訟・憲百選Ⅰ－４３第８版〕

肢イ

玉串料の奉納は，一般人から見て，社会的儀礼とすることはできない。

したがって，憲法の禁止する，宗教的活動にあたるとしている。

最大判平９．４．２〔愛媛玉串料訴訟・憲百選Ⅰ－４２第８版〕

肢ウ

信教の自由の相当の限度を超えて，８９条に違反するかを判断する。

具体的には，経緯や，態様，一般人の評価など，諸般の事情に照らして判断する。

本件の限度を超えている。
無償貸出しをすれば，直ちに相当な関わり合いを越えるという話にはならない。
あくまでも総合判断。

本肢との関係では目的効果基準は使われてない。
目的が宗教的意義を有することが客観的に明らかだからである。

世俗的が，宗教的意義か争いがある場合に，目的効果基準を採用。
藤田裁判官の補足意見に指摘がある。

最大判平２２．１．２０〔空知太神者・憲百選Ⅰ－４４第８版〕

## 予備令７－５

旭川学力テスト事件判決（最高裁判所昭和５１年５月２１日大法廷判決，刑集３０巻５号６１５頁）に関する次のアからウまでの各記述について，当該判決の趣旨に照らして，正しいものには○，誤っているものには×を付した場合の組合せを，後記１から８までの中から選びなさい。（解答欄は，［No. 9］）

ア．親は，子どもに対する自然的関係により，子どもの教育に対する一定の支配権を有すると認められるが，このような親の教育の自由は，主として家庭教育等，学校外の教育において現れるものの，そこに学校選択の自由は含まれない。

イ．普通教育における教師は，子どもの教育が教師と子どもとの間の直接の人格的接触を通じ，その個性に応じて行われなければならないという本質的要請に照らし，教授の具体的内容及び方法について完全に自由な裁量を有する。

ウ．国は，国政の一部として広く適切な教育政策を樹立，実施し得る者として，憲法上，子ども自身の利益の擁護等のため，必要かつ相当と認められる範囲において，教育内容につき決定する権能を有する。

１．ア○イ○ウ○　　２．ア○イ○ウ×　　３．ア○イ×ウ○
４．ア○イ×ウ×　　５．ア×イ○ウ○　　６．ア×イ○ウ×
７．ア×イ×ウ○　　８．ア×イ×ウ×

正解　７

肢ア

家庭教育と学校選択の自由も含まれる。

親が，子供のためにどの学校を選択するかの自由はある。

公立に生かせるか，私立に生かせるかは，親の選択が大きい。

最大判昭５１．５．２１〔旭川学テ事件・憲百選Ⅱ－１３３第８版〕

肢イ

完全に自由な裁量はない。子供の批判能力にも限界ある。教育権は国家にもある。

教育の自由も一定程度の制約をうける。

最大判昭５１．５．２１〔旭川学テ事件・憲百選Ⅱ－１３３第８版〕

肢ウ

教育権の所在，国民のみならず，国家にもある。子どもは，環境を選べない。

成長すれば，日本国民として国政を支える存在にある以上，国家を関心をもつべき。

最大判昭５１．５．２１〔旭川学テ事件・憲百選Ⅱ－１３３第８版〕

## 予備令７－７

憲法の意味や分類に関する次のアからウまでの各記述について，ｂの見解がａの見解の根拠となっている場合には１を，そうでない場合には２を選びなさい。（解答欄は，アからウの順に［No.13］から［No.15］）

ア．ａ．日本国憲法は，形式的意味での憲法に該当する。
　　ｂ．日本国憲法は，権力分立や権利保障に関する諸規定を有している。［No.13］
イ．ａ．日本国憲法は，立憲的意味の憲法あるいは近代的意味の憲法に該当する。
　　ｂ．日本国憲法の下には，国会が制定する皇室典範，国会法，内閣法，公職選挙法といった憲法附属法が存在している。［No.14］
ウ．ａ．日本国憲法は，硬性憲法に該当する。
　　ｂ．日本国憲法第９６条第１項前段は，「この憲法の改正は，各議院の総議員の三分の二以上の賛成で，国会が，これを発議し，国民に提案してその承認を経なければならない。」と規定する。［No.15］

正解　ア２，イ２，ウ１

肢ア

ｂ．日本国憲法は，権力分立や権利保障に関する諸規定を有している。

だから，

ａ．日本国憲法は，形式的意味での憲法に該当する。

つながない。形式的意味の憲法というのは，憲法典の問題で，内容の話ではないから。

内容については，実質的意味の問題になる。

肢イ

ｂ．日本国憲法の下には，国会が制定する皇室典範，国会法，内閣法，公職選挙法といった憲法附属法が存在している。

だから，

ａ．日本国憲法は，立憲的意味の憲法あるいは近代的意味の憲法に該当する。

つながらない，統治に関わる部分は固有の意味。立憲的意味，近代的意味は，人権の問題

肢ウ

ｂ．日本国憲法第９６条第１項前段は，「この憲法の改正は，各議院の総議員の三分の二以上の賛成で，国会が，これを発議し，国民に提案してその承認を経なければならない。」と規定する。

だから，

ａ．日本国憲法は，硬性憲法に該当する。

意味つながる。硬性憲法の具体例。